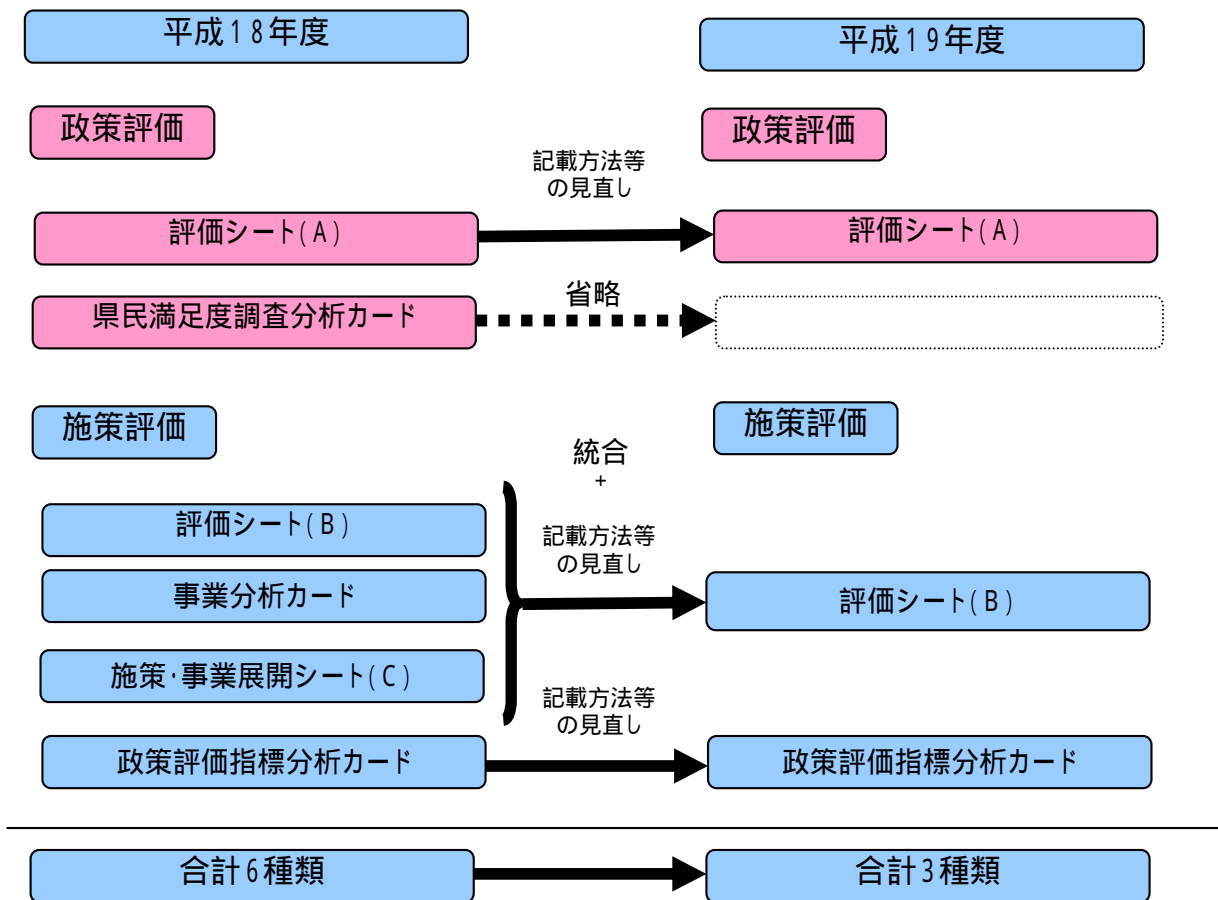


基本票様式の改定内容について



1 シート構成の見直し

シート構成を見直し、評価シート(A)と評価シート(B)と政策評価指標分析カードの3種類としました。

県民満足度分析カードの省略

第6回県民満足度調査は「宮城の将来ビジョン」の体系で実施したため、「総合計画第 期実施計画」の施策体系で実施した今年度の評価には直接反映させることができません。そのため、県民満足度調査に関連するシートは省略しています。

評価シート(B)・事業分析カード・施策・事業展開シート(C)の統合

従来別々だった評価シート(B)、事業分析カード、施策・事業展開シート(C)の3種類のシートを統合して、評価シート(B)1枚で施策・事業の状況が分かるようにしました。

2 記載方法の見直し

記述方法の見直し

評価シートの記述の方式について、ガイドライン(視点)に沿った記述を積み上げて評価する方式から、評価とその根拠(なぜそのように評価したのか)を記述する方式に改めました。

事業ごとの分析

従来、施策評価では事業「群」の各項目の評価(妥当性・有効性・効率性)は行ってきましたが、事業ごとの妥当性・有効性等の分析は行っていませんでした。今回、事業ごとの分析を行い、それ踏まえて事業「群」の評価を行うこととしました。

政策整理番号 1

評価シート(A) (政策評価:政策を構成する施策の評価)

説明

対象年度	H18	作成部課室	保健福祉部 地域福祉課	関係部課室	保健福祉部 障害福祉課,長寿社会政策課,社会福祉課,疾病・感染症対策室,介護保険室
------	-----	-------	-------------	-------	-------------------------------------------

政策評価のための評価シートです。からの順にご覧ください。

A - 1 - 1 政策と施策の関係・施策の体系

政策名	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり	政策番号	1 - 1 - 1
-----	-------------------------------	------	-----------

A - 1 - 1 政策名と政策の概要を説明しています。

政策概要 障害、加齢、病気などにより生活のための支援が必要になったときでも、住み慣れた家や地域で、いつまでも自分らしい暮らしをおくることのできる環境づくりを目指します。

施策番号	政策を構成する施策名 施策の概要	政策評価指標	達成度	社会経済情勢を示すデータの推移
------	---------------------	--------	-----	-----------------

1	障害者の地域での生活支援 様々な障害などにより日常生活をする上で誰かの支援が必要な状態になったときでも、これまでと同じように住み慣れた地域でいきいきと暮らせる社会的な体制づくりを目指します。	障害者生活支援センター設置数 グループホーム設置数	... A	該当なし
2	重度障害者の家庭での生活支援 難病や重い障害のために全身がほとんど動かせない方とその家族の生活の質の向上を目指します。	利用希望者に対する提供率	A	該当なし
3	介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実 高齢者が介護が必要になったときに、必要なサービスを自分で選択し、そのサービスが適切に提供されるような仕組みづくりを目指します。また、高齢者が、いつまでも健康で、できる限り自立した生活を送れるようみんなで支援する体制づくりを目指すとともに、認知症高齢者にとってより良いサービスを提供するための仕組みや介護を行っている家族を支える仕組みづくりを目指します。	要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合	B	該当なし
4	元気高齢者の生きがいづくり 高齢者が、多年にわたり培ってきた知識・経験を生かしながら、心身ともに健康で住み慣れた地域で社会的な活動に参加し、生きがいをもって生活できる社会づくりを目指します。	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用回数	A	該当なし
5	障害者や高齢者の地域での生活を支援する人材の確保 福祉サービスに従事する人材の確保とともに、その人材の専門的、技術的な質の一層の向上を図り、質の高いサービスを提供するための仕組みづくりを目指します。	ケアマネジメントリーダー数	A	該当なし
6	NPO(民間非営利組織)やボランティアなどによる地域福祉活動の推進 地域で暮らす方々が、その地域の福祉の課題を発見し、NPOやボランティアをはじめとする自発的な活動でその解決を図っていく仕組みづくりを目指します。			

A - 1 - 1 この政策を構成する施策を施策番号順に記載し、施策名と施策の概要を説明しています。

それぞれの施策に設定されている政策評価指標とその達成度を表示しています。また、施策に関する社会経済情勢を示すデータがある場合は、そのデータ名称を記載しています。

政策評価指標の達成度:A(目標値を達成している)、B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している) C(目標値を達成してあらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している) ... (現状値が把握できない等のため判定不能) 政策評価指標の詳細は各施策の「政策評価指標分析カード」を参照してください。

A - 1 施策群設定の妥当性 この政策の施策設定の妥当性について評価し、その評価の根拠を記載しています。

A - 1 施策群設定の妥当性 適切

【評価の根拠】 各施策が政策の目的に沿っているか、社会情勢から見て必要か、重複や矛盾がないか
・本政策目的及び「みやぎ保健医療福祉プラン」の基本理念である「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」の実現のため、障害者や高齢者の生活支援をはじめとした地域で暮らすための仕組み作りや人材育成、地域福祉活動の推進などについて、この6施策により支援している。これらの施策群は、政策目的に沿ったものであり、施策間の重複や矛盾はない。また、障害福祉及び高齢者福祉の社会情勢を見ても、地域で安心して暮らすための取り組みに重点が置かれていることから本施策群の設定は「適切」と判断する。

A - 2 政策評価指標群の妥当性 概ね適切

【評価の根拠】 各政策評価指標は施策の有効性を評価する上で適切か
・施策3については、より適切な指標の検討を要するが、代替できる他の指標を見出し難い状況である。施策5については、制度改正に伴い政策評価指標について検討を要する。その他の政策評価指標は適切な指標である。政策全体としては「概ね適切」と判断する。

A - 2 政策評価指標群の妥当性 この政策に設定されている政策評価指標の妥当性について評価し、その評価の根拠を記載しています。

評価シート(A)

政策整理番号 1

A - 3 施策の有効性

概ね有効

施策番号	施策の有効性	【評価の根拠】 「政策評価指標の達成度」及び「社会経済情勢を示すデータの推移」から見て施策が有効か
1	有効	・政策評価指標「グループホーム設置数」は、精神障害者及び知的障害者の地域生活移行が進んでいるため、目標を達成した。施策は目指す方向に推移していると考えられるため、施策は「有効」と判断する。なお、政策評価指標「障害者支援センター設置数」は、平成18年度の障害者自立支援法の施行により、障害者に対する相談支援は市町村の行う業務とされ、県による設置は行わないこととした。
2	有効	・ALS患者及び全身性障害者を介護する家族等の身体的・精神的負担の軽減を図るために介助人を派遣するサービスを行い、生活の質の維持・向上を目指しているが、現在は利用希望者からの要望にすべて対応しており、政策評価指標は目標を達成した。施策は目指す方向に推移していると考えられるため、施策は「有効」と判断する。
3	概ね有効	・政策評価指標は頭打ちの状況で推移しているが、各事業は施策の目的である介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実に沿って効率的に実施されている。このことから、施策全体としては概ね目指す方向に推移していると考えられるため「概ね有効」と判断する。
4	有効	・政策評価指標は、県の事業により訪問リハビリテーションの提供を開始した事業所に加え、他の地域でも訪問リハビリテーションの提供を開始した事業所があったこと、介護保険法の改正により訪問リハビリテーションの提供対象者が増えたこと等により、目標を達成した。施策は目指す方向に推移していると考えられるため、施策は「有効」と判断する。
5	有効	・政策評価指標は、介護サービスを担う人材の育成・資質向上を通じ、質の高いサービスを提供する仕組み作りのため、適切な事業が設定されていることから、目標を達成した。施策は目指す方向に推移していると考えられるため、施策は「有効」と判断する。
6		
政策全体	概ね有効	・5施策のうち4施策を「有効」、1施策を「概ね有効」と評価した。 政策評価指標の目標に満たなかった指標があるものの、政策全体としては目指す方向に推移していることが確認できる。このため、政策全体では「概ね有効」と判断する。

A - 3 施策の有効性(各施策)
この政策を構成する施策を施策番号順に記載し、各施策に設定されている政策評価指標と社会経済情勢を示すデータから見て、施策が有効だったかを評価し、その評価の根拠を記載しています。
政策評価指標が設定されていない施策については、有効性の評価を行いません。

A - 3 施策の有効性(政策全体)
この政策を構成する各施策の有効性を総括して、政策全体としての有効性がどうだったかを評価し、その評価の根拠を記載しています。

A 政策評価(総括)

概ね適切

<p>【評価の根拠】 A-1, 2, 3を総括し政策を総合的に評価 ・社会経済情勢から政策を構成する施策の必要性は十分に認められる。政策評価指標の達成度から判断して、政策の目的である、障害者や高齢者の生活支援をはじめとした地域で暮らすための仕組み作りや人材育成、地域福祉活動の推進などについては、概ね目指す方向に進んでいると考えられることから、政策は「概ね適切」と判断する。</p> <p>【課題】 この政策(各施策)における今後の課題等を記載 ・制度改正や高齢化の進展といった社会経済情勢を踏まえつつ、年齢や障害にかかわらず地域で自分らしい生活を安心して送れる社会を実現するため、継続して福祉サービスの基盤整備を実施していくことが課題である。</p>

A 政策評価(総括)
A - 1, A - 2, A - 3の各項目の評価から、政策の総括評価(政策を構成する施策の必要性・有効性から判断して、施策の設定及びその推進が適切に行われているか)を行います。

政策整理番号	1	施策番号	5	評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価)	
対象年度	H18	作成部課室	保健福祉部 長寿社会政策課	関係部課室	保健福祉部 介護保険室
政策名	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり			政策番号	1 - 1 - 1
施策番号	5	施策名	障害者や高齢者の地域での生活を支援する人材の確保		
施策概要	介護サービスに従事する人材の確保とともに、その人材の専門的、技術的な質の一層の向上を図り、質の高いサービスを提供するための仕組みづくりを目指します。				
政策評価指標 / 達成度	ケアマネジメントリーダー数	A			

説明

施策評価のための評価シートです。からの順にご覧ください。

この施策が属している政策名、施策番号と施策の名称、施策の概要を記載しています。

この施策に設定されている政策評価指標とその達成度を記載しています。

達成度: A(目標値を達成している)、B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値から見て指標が目指す方向と逆方向に推移している)....(現状値が把握できない等のため判定不能)

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果					活動(事業)によりもたらされた成果							
事業番号	事業名 [担当課]	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円) 単位当たり事業費(千円)							
1	ケアマネジメントリーダー活動支援事業 [介護保険室]	ケアマネジャー	介護支援専門員やケアマネジメントリーダーに対し、スーパーバイザーとして活躍が期待される者の活動を支援する研修を実施した。	研修回数(回)		1	1	介護サービスの運営の要である介護支援専門員を支えるケアマネージャーに対し、スーパーバイザーとして活躍する人材を育成した。	ケアマネジメントリーダー現任数(人)	66	94	...
2	ケアマネジメントリーダー養成研修事業 [介護保険室]	ケアマネジャー	介護支援専門員等に対し、支援活動を行うケアマネジメントリーダーとして必要な資質・技能の習得を図るための研修を実施した。	研修回数(回)	1	3		介護支援専門員に対する活動支援、地域ケア体制の構築支援等の役割を担う、ケアマネジメントリーダーを養成した。	ケアマネジメントリーダー現任数(人)	66	94	...
3	主任介護支援専門員研修 [介護保険室]	ケアマネジャー	介護支援専門員に対し、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるため必要な知識・技術の習得を図るための研修を実施した。	研修回数(回)			1	介護支援専門員に対するスーパーバイザー、地域包括支援センターにおいて包括的・継続的ケアマネジメントの中核的な役割を担う、主任介護支援専門員を養成した。	主任介護支援専門員研修修了者数(人)	141
4	〃											
5	〃											
事業費計(千円)					1,667	4,771	4,046					

施策を構成する事業について、事業ごとに事業内容と実績・成果の推移を記載しています。

事業が何を対象にして何をしたのか、その活動量を示す指標の推移を記載しています。

事業によりどのような成果がもたらされたのか、その成果量を示す指標の推移を記載しています。

B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
適切	有効	効率的
<p>【評価の根拠】</p> <p>施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>・当該事業は、介護サービスの運営の要である介護支援専門員を支援し、人材育成・専門技術的な資質向上を図るものであり、県の関与は適切である。</p> <p>・地域でのケアマネジメントの必要性の高まり等、介護サービスを巡る今日的な状況を踏まえた事業であり、妥当である。</p>	<p>【評価の根拠】</p> <p>施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>・ケアマネジメントリーダーによる介護支援専門員への支援活動を通じ、介護支援専門員の資質向上、ひいては質の高い介護サービス提供に資するものと認められ、施策目的の実現に貢献し、有効である。</p>	<p>【評価の根拠】</p> <p>施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>・関係要綱に基づく事業内容であり、効率的な予算執行に努めたものであり、事業は効率的に執行されたと判断する。</p>

B 施策評価(総括)

適切
<p>【評価の根拠】</p> <p>B - 1, 2, 3を総括し施策を総合的に評価</p> <p>・介護サービスを担う人材の育成・資質向上を通じ、質の高いサービスを提供する仕組みづくりのため、適切な事業が設定されている。ケアマネジメントリーダー養成研修事業を組換え、H18から実施した、主任介護支援専門員研修の修了者数の状況から見て、事業の成果が認められ、また効率的に実施されていると判断される。以上のことから、事業の設定及び推進は適切に行われていると判断する。</p> <p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】</p> <p>この施策における今後の課題等を記載</p> <p>・制度改正、研修体系の改正等を踏まえ、ケアマネジメントを担う人材育成・資質向上支援施策の一層の充実を図るため、事業1関連事業については、平成19年度から「介護支援専門員支援体制強化事業」として組み換え、また事業2については、平成18年度から「主任介護支援専門員研修」として実施している。これら事業の円滑な実施が課題である。</p>

B - 1, 2, 3施策を構成する事業群の評価から、までの事業の分析を踏まえて、施策を構成する事業全体としてのB - 1からB - 3の各項目について評価し、その根拠を記載しています。

B 施策評価(総括)

B - 1からB - 3までの施策を構成する事業群の評価から、施策の総括評価(施策を構成する事業の必要性・有効性から判断して、事業の設定及びその推進が適切に行われているか)を行います。

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性	B-2 事業の有効性	B-3 事業の効率性
<p>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】</p> <p>【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】</p> <p>【事業間で重複や矛盾がないか】</p>	<p>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】</p> <p>【施策目的の実現に貢献したか】</p>	<p>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</p>
<p>・介護保険制度においては、介護支援専門員や介護職員の資質向上、各種研修の実施は県の役割とされており、当該事業も関係要綱に基づき実施されているものであり、県の関与は適切である。</p> <p>・介護支援専門員や居宅介護支援事業所の増加に伴い、地域でケアマネジメントを支援する必要性が高まったことによるものであり、妥当である。</p>	<p>・ケアマネジメントリーダーは、介護サービスの運営の要である介護支援専門員を支援する役割を担うものであり、当該支援活動を通じ、介護支援専門員の資質向上、ひいては質の高い介護サービス提供に資するものと認められ、施策目的の実現に貢献した。</p>	<p>・関係要綱に基づく事業内容であり、効率的な予算執行に努めたものであり、事業は効率的に執行されたと判断する。</p>
<p>・介護支援専門員の資質向上、研修実施は県の役割とされ、県の関与は適切である。</p> <p>・主任介護支援専門員は、H18から創設された地域包括支援センターへの必置職種とされ、当該研修事業は、このような制度改正を踏まえ、従前の「ケアマネジメントリーダー養成研修事業」を組換え事業化したものであり、介護保険制度状況を踏まえた時宜に合った事業である。</p>	<p>・実施初年度において、研修終了者が141人に達し、H18からの地域包括支援センターの円滑な業務遂行に貢献した。</p>	<p>・関係要綱に基づく事業内容であり、効率的な予算執行に努めたものであり、事業は効率的に執行されたと判断する。</p>

施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
『宮城の将来ビジョン』における位置づけ	
取組番号	取組名
維持	<p>・制度改正、研修体系の改正等を踏まえ、H19年度から「介護支援専門員支援体制強化事業」として組み換え、人材育成・資質向上施策に取り組んでいく。</p>
取組21	高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり
維持	<p>・介護支援専門員へのスーパーバイザー養成、地域包括支援センター配置職員の資質向上を図るため、継続して研修事業に取り組んでいく。</p>
取組21	高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり

施策を構成する事業の業績と成果を踏まえて、B - 1, B - 2, B - 3の各項目について分析し、記述しています。

また、事業の次年度(H20年度)の方向性を示し、その説明を記述しています。

B - 1 施策目的の実現のため、事業への県の関与が適切だったかを分析し、記述しています。

B - 2 事業の成果指標の状況などから、事業が有効だったかを分析し、記述しています。

B - 3 事業の単位当たり事業費(事業費/業績指標)の状況などから、事業が効率的だったかを分析し、記述しています。

事業の次年度の方向性と説明

事業の次年度の方向性(拡充・維持・縮小・廃止)を示し、その説明を記述しています。事業が『宮城の将来ビジョン』に位置づけられている場合には、その取組名も記載しています。

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号 1

施策番号 5

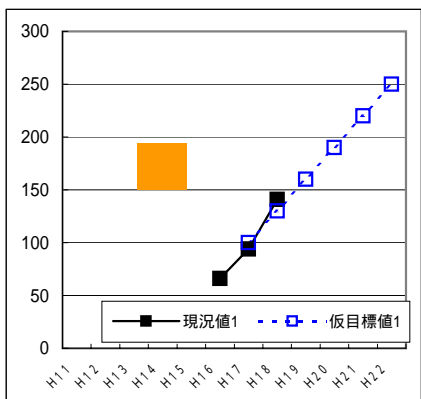
説明

対象年度	H18	作成部課室	保健福祉部 長寿社会政策課	関係部課室	保健福祉部 介護保険室
------	-----	-------	---------------	-------	-------------

政策名	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり	政策番号	1 - 1 - 1
-----	-------------------------------	------	-----------

施策番号	5	施策名	障害者や高齢者の地域での生活を支援する人材の確保
------	---	-----	--------------------------

政策評価指標		単位	
ケアマネジメントリーダー数		人	
目標値	H17 100	H22 250	
評価年	初期値	H12	H13
測定年	H16		
現況値	66		
仮目標値			
達成度			



達成度:A(目標値を達成している),B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値から見て指標が目指す方向と逆方向に推移している),... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

ケアマネジメントリーダーの人数
 ケアマネジメントリーダーとは介護支援専門員への個別指導、助言や地域のケア体制(ケアチーム)の構成支援などにより、介護支援専門員の業務を支援する者であって、国や県が実施する「ケアマネジメントリーダー養成研修」を修了した者。

政策評価指標の選定理由

・介護サービスは人が支えるサービスであり、サービスの質の確保・向上のためには、介護サービスに従事する質の高い人材の養成と支援体制の構築が不可欠である。高齢者の自立を支援する介護支援専門員は、介護サービスの運営を担う人材の要であるが、これを支えるケアマネジメントリーダーを地域に適正に配置することが施策の効果を最も高めるものと考えため、「ケアマネジメントリーダー数」を政策評価指標とした。
 ・ケアマネジメントリーダー養成研修事業はH17年度で終了したことから、H18年度政策評価指標については、当該事業の趣旨を

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・介護サービスは人が支えるサービスであり、サービスの質の確保・向上のためには、介護サービスに従事する質の高い人材の養成と支援体制の構築が不可欠である。高齢者の自立を支援する介護支援専門員は、介護サービスの運営を担う人材の要であるが、これを支えるケアマネジメントリーダーを地域に適正に配置することが施策の効果を最も高めるものと考えため、「ケアマネジメントリーダー数」を政策評価指標とした。
 ・ケアマネジメントリーダー養成研修事業はH17年度で終了したことから、H18年度政策評価指標については、当該事業の趣旨を承継しH18年度から組換え実施された、主任介護支援専門員研修の修了者数を便宜上の政策評価指標値として計上した。

政策評価指標の妥当性[施策の有効性を評価する上で適切な指標か]

・ケアマネジメントリーダーについては、当該呼称での人員養成事業は前記のとおり平成17年度で終了していること、及び制度改正(平成18年度からの地域包括支援センターの創設等)に伴い、平成18年度から活動するケアマネジメントリーダーを平成17年度に152人養成したことから、今後、政策評価指標については検討する必要がある。

政策評価指標の名称を記載しています。

この政策評価指標が設定されている政策・施策名を記載しています。

政策評価指標の初期値・これまでの現況値、目標値を記載し、目標に対する達成度を記載しています。また、現況値、目標値の推移をグラフに表示させています。

政策評価指標の概要、選定理由を記載しています。

政策評価指標の達成度の背景や今後の見通しを記述しています。

この政策評価指標の妥当性(施策の有効性を評価するうえで適切か)について記述しています。